

令和7年度 部活動に係る活動方針

明石市立江井島中学校

江井島中学校の部活動は、適正な部活動の運営に向けて、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月：スポーツ庁）、「いきいき運動部活動（4訂版）」（平成30年9月：兵庫県教育委員会）、「中学校における運動部活動指導の手引き（5訂版）（平成31年4月：明石市教育委員会）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月：文化庁）、「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月：兵庫県教育委員会）、「江井島中学校クラブ振興会規約」に則り運営します。

【部活動の意義について】

学習指導要領（平成30年3月告示。平成34年4月施行。）において、部活動は「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されています。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高いものです。

運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の児童生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しています。また、文化部活動も運動部活動と同様に、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものです。さらに、児童生徒が授業で体験し、興味・関心を持った運動を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものでもあります。

部活動は、自主的に自分の好きな活動に参加することにより、それぞれが生涯その種目や分野に親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力、精神力の向上や健康の増進を一層図るものでもあります。その上、学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師（顧問）と密接に触れ合う場としても大きな意義を有するものであります。

【活動時間について】

- ・1日の活動時間は、準備や片付け、ミーティングや休憩時間を除いて、平日2時間程度、土、日、祝日及び長期休業中は3時間程度とする。
 - ・週当たりの活動時間は、16時間を超えないこととする。
 - ・長期休業中を利用し、オフシーズンを設定する。
- 夏季休業中：8月11日～15日 冬季休業中：12月29日～1月3日 ・テスト期間中

【休養日について】

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。長期休業中も学期中に準じる。
- ・平日は、原則毎週水曜日を「ノー部活デー」とする。
- ・週休日等は、原則として第2・4日曜日を「ノー部活デー」とする。第1・3・5週の週休日等は、土曜日または日曜日を学校またはクラブ単位で「ノー部活デー」とする。

- ・週休日に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。週休日に活動する場合は、事前に学校長の許可と保護者の同意を得る。また、明石市教育委員会へ変更届を提出する。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行い、生徒が十分な休養が取れ、家族との時間が過ごせるよう、オフシーズンを設ける。

【活動の制限について】

- ・中間テスト3日前、期末テスト5日前、課題・実力考査1日前から終了日前日は、活動停止期間とする。ただし、中体連主催の大会や学校長が認めた各種大会、コンクール等の1週間前に限り、放課後1時間程度の特別練習を認める。
- ・土、日、祝日などの警報発令時の部活動について
 - 朝 7 時の段階で明石市に「暴風」「大雨」「洪水」の警報が発令されたときは、午前の活動は中止とする。
 - 午前 9 時現在、警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。
 - 午前 9 時現在、警報発令中の場合、部活動は終日中止とする。
 - 部活動中に警報が発令された場合、状況に応じて速やかに下校または避難させる。

【朝練習について】

- ・朝練習については、原則行わないが、大会前等の必要に応じて、顧問会議の了承の上で、30分間程度認める。その場合は、放課後の練習時間を1時間30分間以内とする。なお、朝練習を実施する場合は、事前に学校長の許可、保護者の同意を得ておくこととする。

【指導の充実について】

- ・部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。
- ・体罰、暴言・暴力、セクハラを根絶する。
- ・個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を図る。
- ・担当顧問に加え、必要に応じて専門的な知識を有する（外部人材）を活用する等、部活動の充実を推進する。
- ・生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症対策やバランスのとれた学校生活、食生活への配慮等を含む）を徹底する。
- ・活動場所における施設・設備の点検や活動場所における環境整備、練習用具の安全点検等を十分に行い、事故を未然に防ぐ。
- ・生徒の体力やメンタル、技能レベルや部活動の特性を踏まえ、科学的・合理的な指導方法を取り入れ、効率的・効果的な練習を行う。

【江井島中学校クラブ振興会規約】

第1条 このクラブを江井島中学校クラブと称します。

第2条 このクラブは江井島中学校生徒の入部希望者で構成します。

第3条 このクラブは、活動を通じて健全な精神、健全な身体を育成するとともに、情操を豊かにし、スポーツへの理解を深め、文化活動の向上をはかります。

第4条 クラブへの入部は、保護者の承諾を得、入部届を提出し許可された生徒に限ります。

第5条 このクラブには次の部をおきます。

サッカー、男子テニス、女子テニス、野球、陸上競技、柔道、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール、茶道、吹奏楽、家庭科

第 6 条 各部にキャプテンをおき、部担当者・指導者のもと、部の運営にあたります。（キャプテンは部員の中から選出された者とし、部員のリーダーとしての役目を果たします。）

第 7 条 部費は原則として各部で金額、徴収期間などを協議して決定するものとします。また、適時、保護者会を開き、部の活動方針の確認や活動報告をし、部費の活動報告をします。

第 8 条 部員は次のことを守ります。

- 1、クラブのきまりを守ること。
- 2、クラブの活動を乱すような言動をしないこと。
- 3、クラブ活動だけでなく、普段の生活・学習においても充分力を入れること。
- 4、部費及び振興会後援会費を納めること。

第 9 条 各部のキャプテンでキャプテン会を組織し、定期的にキャプテン会議を行います。

第 10 条 活動の終了及び下校時刻は原則として次の通りとします。

	終了時刻	下校時刻
5月～9月	17:45	18:00
2月～4月、10月	17:15	17:30
1月、11月、12月	16:45	17:00

第 11 条 日曜日、祝祭日、長期休業中の部活動は、生徒負担を考慮した練習計画を立て保護者会でも了承を得られるものとします。

活動時間や活動の制限については「部活動に係る活動方針」に基づいて適切に運営できるものとします。

付 則

- 1・この規約は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行します。
- 2・第 5 条の規約改正を昭和 63 年 4 月 1 日より実施します。
- 3・第 5 条の規約改正を平成 4 年 4 月 1 日より実施します。
- 4・第 5 条・第 6 条・第 7 条・第 9 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 13 条の規約改正を第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 13 条の規約改正を平成 9 年 4 月 1 日より実施します。
- 5・第 8 条の規約改正を平成 12 年 4 月 1 日より実施します。
- 6・第 7 条の規約改正及び第 9 条を削除し以下の繰り上げを平成 16 年 4 月 1 日より実施します。
- 7・第 5 条の規約改正を平成 23 年 4 月 1 日より実施します。
- 8・第 5 条の規約改正を平成 29 年 4 月 1 日より実施します。
- 9・第 5 条・第 11 条の規約改正を令和 2 年 4 月 1 日より実施します。
- 10・第 10 条の規約改正を令和 6 年 4 月 1 日より実施します。

（以上の内容を江井島中学校ホームページに掲載する。）